

1. 福祉の窓口

(1) 行政機関相談窓口

| 機 関 名 | 電 話 番 号 | F A X 番 号 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 福 崎 町 役 場 | (0790)22-0560 | (0790)23-0687 |
| 福 崎 町 保 健 セ ン タ ー | (0790)22-0560 | (0790)22-7566 |
| ふくさきこステーション(福崎町こども家庭センター) | (0790)22-0560 | (0790)22-7566 |
| 福崎町地域包括支援センター | (0790)22-0560 | (0790)22-7566 |
| 福崎町社会福祉協議会 | (0790)23-0300 | (0790)23-0322 |
| 福崎町在宅介護支援センター「すみよしの郷」 | (0790)22-7134 | (0790)22-7024 |
| 中播広域シルバー人材センター | (0790)27-0044 | (0790)27-0468 |
| 中播磨健康福祉事務所(姫路総合庁舎) | (079)281-3001 | (079)224-3037 |
| 中播磨健康福祉事務所(福崎保健所) | (0790)22-1234 | (0790)22-6680 |
| 兵庫県姫路こども家庭センター | (079)297-1261 | (079)298-1895 |
| 姫 路 県 税 事 務 所 | (079)281-3001 | (079)281-1606 |
| 姫 路 年 金 事 務 所 | (079)224-6382 | (079)224-0838 |
| 兵 庫 県 庁 | (078)341-7711 | (078)362-3925 |
| 中央高齢者総合相談センター | 0120-01-7830 | ————— |
| 兵庫県立身体障害者更生相談所 | (078)927-2727 | (078)927-2745 |
| 兵庫県立知的障害者更生相談所 | (078)242-0737 | (078)242-0736 |
| 兵庫県こころのケアセンター | (078)200-3010 | (078)200-3017 |
| ケアステーションかんだき | (0790)32-1910 | (0790)32-1962 |
| 香翠寮相談支援事業所 | (079)240-6266 | (079)232-7250 |
| 福崎町障害相談支援センター | (0790)35-8575 | (0790)22-7024 |
| 福崎町障がい者基幹相談支援センター | (0790)22-0560 | (0790)22-5980 |

(2) 地域(集落)での相談窓口

◎民生委員・児童委員

福祉に関して行政と地域とのパイプ役となって、ニーズに応じたサービスの提供を推進していただく方々です。

子育て世代から高齢世代まで、身近な相談役として各集落に1～3名おられます。生活に関する困り事や福祉に関する制度のこと、虐待に関する相談等もお受けします。

◎主任児童委員

民生委員・児童委員と一体となり、児童福祉に関する相談・援助活動をしていただく方々です。児童福祉の問題でお困りの方はご相談ください。町内に3名おられます。

◎民生・児童協力委員

民生委員・児童委員の活動をより効果的に進めるため、民生委員・児童委員に協力いただく方々です。各集落に2～6名おられます。

◎身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・精神障がい者相談員

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者本人や保護者等からの更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに関係機関との連絡調整、地域活動の推進を図っていただく方々です。

◎福祉委員

障がい者・身体の弱い人・高齢者が困った時、いつでも、どこでも必要な援助が受けられ、常に安心して、生活ができる住みよいまちを目指して、常に集落内の実情を把握し、民生委員と連携をとり、活動していただく方々です。

(3) 虐待相談窓口

児童虐待について

保護者や同居人による虐待が深刻な問題になっています。

子どもの人権を守り健全な成長を促すためにも早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こりうる問題です。



ひとりで悩まず相談しましょう・・・

ふくさきっこステーション（福崎町こども家庭センター） ☎ 22 - 0560

◆相談をお受けします。まずは気軽にご連絡ください。

福祉サービスの紹介や必要に応じ専門相談におつなぎします。

- ・はじめての子育てで、不安や孤独感が強い
- ・子どもがかわいくない、イライラしてしまう
- ・子どもの発達について心配
- ・ひとり親家庭でいろいろ心配
- ・DVを受けている
- ・不登校、ひきこもり、家庭内暴力など

あなたの気づきが子どもを守ります

◆「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報をお願いします。

ネグレクト

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど

心理的虐待

暴言、無視、拒否をする、子どもの自尊心を傷つける、子どもの心を著しく傷つけること。DVを見せることも含みます。

身体的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴行を加えること

性的虐待

子どもにわいせつな行為をする/させること

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 児童相談所全国共通ダイヤル | ☎ 189(いちはやく) |
| 福崎警察署 | ☎ 0790 - 23 - 0110 |
| 兵庫県姫路こども家庭センター | ☎ 079 - 297 - 1261 |
| ふくさきっこステーション(福崎町こども家庭センター) | ☎ 0790 - 22 - 0560 |

高齢者虐待について

高齢者の虐待対応について、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行されています。この法律によって、高齢者虐待の定義、対応の基準等が規定されています。

「高齢者虐待」の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。また、高齢者虐待は、①養介護施設従事者等による高齢者虐待、②養護者による高齢者虐待に分けて定義されています。

異変に気づいたら悩まずに相談しましょう・・・

あなたの気づきが高齢者を守ります

◆「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報をお願いします。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

例) 殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、身体拘束、抑制をする等

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、擁護を著しく怠ること。

例) 入浴しておらず異臭がする、劣悪な住環境で生活させる等

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) ののしる、侮辱を込めて子どものように扱う、無視する等

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例) キス、性器への接触、セックスを強要する等

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

＜＜虐待を発見したら＞＞

◆下記の窓口へご相談ください。

福崎警察署

☎ 23 - 0110

福崎町地域包括支援センター

☎ 22 - 0560

障がい者虐待について

障がい者虐待は、どこの家庭や施設（会社）などでも起こりうる身近な問題です。障害者虐待防止法では、「養護者」、「障がい者福祉施設従事者等」、「使用者（障がい者を雇用する事業主等）」による、5つの行為が障がい者虐待にあたると定義しています。

障がい者とは

- ・身体機能に障がいがある（身体障がい）
- ・知的な発達が遅れている（知的障がい）
- ・精神疾患がある（精神障がい）
- ・発達障がいがある
- ・その他、心身の機能障がいがある



これらの障がいと社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受ける人

障がい者虐待の5つの行為

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

こんなサイン・身体に傷やあざが頻繁にみられる

- ・急におびえたり、怖がったりする
- ・施設や職場に行きたがらない

性的虐待

わいせつなことをしたり、させたりすること

こんなサイン・人目を避け、ひとりで部屋にいたがる

- ・周囲の人の体をさわるようになる
- ・性器の痛み、かゆみを訴える

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、意図的な無視など、精神的に苦痛を与えること

こんなサイン・おびえる、叫ぶなどパニック症状を起こす

- ・攻撃的な態度、自傷行為がみられる
- ・無力感、あきらめ、なげやりの態度になる

放棄・放置

食事や水分を十分に与えない

必要な福祉サービスを受けさせないなど

こんなサイン・体から異臭、髪の毛の汚れ、つめが伸びている

- ・いつも汚れた服を着ている
- ・ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる

経済的虐待

年金や賃金などを渡さない

本人の同意なしに財産を処分するなど

こんなサイン・年金等がどう管理されているのか知らない

- ・日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ・サービス利用料等の支払いができない

あなたの通報が、早期発見・早期対応につながります。いわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。ひとりで悩まずご相談ください。

○障がい者虐待の相談・通報窓口

福崎警察署

☎ 23 - 0110

福崎町障がい者虐待防止センター

☎ 22 - 0560

※通報・相談者は匿名で大丈夫です。通報者の秘密は守られます。

虐待の通報は、国民の義務と定められています。